四四年法律第三八号）による権利変換があった旨及びその日付を登記事項とすることとした。（第八条関係）

3　その他所要の規定の整備をすることとした。

三　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による不動産登記に関する政令の一部改正関係

1　新建物についての登記の申請の特例の対象に、借家権の設定その他の登記を追加することとした。（第七条関係）

2　1の借家権の設定その他の登記においては、登記原因及びその日付として、権利変換前の当該借家権に係る登記の登記原因及びその日付（当該登記の申請の受付の年月日及び受付番号を含む。）並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四九号）による権利変換があった旨及びその日付を登記事項とすることとした。（第八条関係）

3　その他所要の規定の整備をすることとした。

四　マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部改正関係

1　施行再建マンションに関する登記の申請の特例の対象に、借家権に関する登記を追加することとした。（第七条関係）

2　1の借家権に関する登記においては、登記原因及びその日付として、権利変換前の当該借家権に関する登記の登記原因及びその日付（当該登記の申請の受付の年月日及び受付番号を含む。）並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成一四年法律第七八号）による権利変換があった旨及びその日付を登記事項とすることとした。（第八条関係）

3　その他所要の規定の整備をすることとした。

五　この政令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第七二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第五八号）（経済産業省）

1　適用期間の延長

東日本大震災に係る中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を令和三年三月三一日まで延長することとした。（第一条第一号関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十七号

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令

内閣は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条及び第二十六条（これらの規定を同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第百三十二条、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百七十六条並びにマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（不動産登記令の一部改正）

第一条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表の三十八の項添付情報欄ト中「へ」を「ト」に改め、同欄トを同欄チとし、同欄への次に次のように加える。

ト	建物が配偶者居住権の登記のある建物であるときは、当該建物の所有者が賃借権の設定の登記の登記名義人となる者に当該建物の使用又は収益をさせることを承諾したことを証する当該所有者が作成した情報（当該登記名義人となる者に当該建物の使用又は収益をさせることを許す旨の定めの登記がある場合を除く。）	法第八十一条の二各号に掲げる登記事項	四十の二 配偶者居住権の設定の登記

別表の四十の項の次に次のように加える。

（都市再開発法による不動産登記に関する政令の一部改正）

第二条　都市再開発法による不動産登記に関する政令（昭和四十五年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項中「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改める。

第七条第一項中「仮登記」の下に「、同条第五項（令第四十六条の十五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による借家権の設定その他の登記」を加える。

第八条の見出しを「（借家権の設定その他の登記等の登記原因）」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前条第一項の借家権の設定その他の登記においては、登記原因及びその日付として、権利変換前の当該借家権に係る登記の登記原因及びその日付（当該登記の申請の受付の年月日及び受付番号を含む。以下この条において同じ。）並びに法による権利変換があつた旨及びその日付を登記事項とする。